

運用指針（素案）

―目次―

1. 管理組織の確立
2. 予算と経理
3. 決算
4. 拠点区分について
5. サービス区分について
6. 本部会計の区分について
7. 作成を省略できる財務諸表の様式
8. 借入金の扱い
9. 寄附金の扱い
10. 各種補助金の扱い
11. 事業区分間及び拠点区分間の資金異動
12. 共通支出及び費用の配分方法
13. 基本金について
14. 国庫補助金等特別積立金について
15. 棚卸資産の会計処理等について
16. 減価償却について
17. 引当金について
18. 積立金と積立預金について
19. 新たに導入される会計手法に関する簡便的な処理
20. 財務諸表の勘定科目及び注記について
21. 関連当事者との取引について
22. 附属明細書について
23. 財産目録について
24. 固定資産管理台帳について

－内容－

1. 管理組織の確立

(1) 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。

また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。

(2) 会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。

(3) 施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等個人ごとに適正な出納管理を行うこと。

なお、ケアハウス・有料老人ホーム等で将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭は法人に係る会計に含めて処理するものとする。

(4) 法人は、上記事項を考慮し、社会福祉法人会計基準に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。

2. 予算と経理

(1) 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分毎に収入支出予算を編成することとする。また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書勘定科目に準拠することとする。

(2) 法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。

(3) 会計帳簿は、原則として、各拠点区分毎に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

3. 決算

決算に際しては、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び附属明細書並びに財産目録を作成し、毎会計年度終了後2か月以内に理事会（評議員会を設置している法人においては評議員会を含む。）の承認を受けなければならない。このうち、資金収支計算書（資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む。）及び貸借対照表（貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含む。）については、社会福祉法施行規則第9条に基づき、毎会計年度終了後3か月以内に法人の現況報告に添付する書類として所轄庁に提出しなければならない。

い。

4. 拠点区分について

(1) 拠点区分について

拠点区分は、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって単一拠点とする。

公益事業（社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く）若しくは収益事業を実施している場合、これらは別の拠点区分としなければならない。

(2) 拠点区分の方法

次の施設を経営する事業の会計は、それぞれの施設毎（同一種類の施設を複数経営する場合は、それぞれの施設毎）に独立した拠点区分とするものとする。

ただし、障害福祉サービスについて、一の指定障害者支援施設等（「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）に規定する指定障害者支援施設等をいう。）として取り扱われる複数の施設の場合は同一拠点とすることができる。

なお、当該施設で一体的に実施されている他の社会福祉事業又は公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計を処理することができる。

- ア 生活保護法第 38 条第 1 項に定める保護施設
 - イ 身体障害者福祉法第 5 条第 1 項に定める社会参加支援施設
 - ウ 老人福祉法第 20 条の四から同条の七に定める老人福祉施設
 - エ 老人福祉法第 29 条第 1 項に定める有料老人ホーム
 - オ 売春防止法第 36 条に定める婦人保護施設
 - カ 児童福祉法第 7 条第 1 項に定める児童福祉施設
 - キ 母子及び寡婦福祉法第 39 条第 1 項に定める母子福祉施設
 - ク 障害者自立支援法第 5 条第 12 項に定める障害者支援施設
 - ケ 障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」とされた同項に規定する身体障害者更生援護施設
 - コ 障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」とされた同項に規定する知的障害者援護施設
 - サ 障害者自立支援法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」とされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
 - シ 介護保険法第 8 条第 25 項に定める介護老人保健施設
 - ス 医療法第 1 条の 5 に定める病院及び診療所（入所施設に附属する医務室を除く）
- また、上記以外の社会福祉事業及び公益事業について、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は同一の拠点区分に含めて会計を処理することができる。

(3) 事業区分別の財務諸表の作成について

事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、

当該事業区分に属するそれぞれの拠点の拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書及び拠点区分貸借対照表を合計し、内部取引を相殺消去して作成するものとする。

この場合、各拠点区分については、その主たる事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定するものとする。

5. サービス区分について

(1) サービス区分の意味

サービス区分については、拠点区分において実施する事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業毎の事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定する。

(2) サービス区分の方法

介護保険サービス及び障害福祉サービスについては、会計基準注解（注4）に規定する指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。

ただし、介護予防サービスについては、以下のように介護サービスと一体的に行われている実態があつて、両者のコストをその発生の態様から区分することが不可能である場合には、勘定科目として介護予防サービスの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えないこと。

指定訪問介護と指定介護予防訪問介護

指定通所介護と指定介護予防通所介護

指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護

指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護

指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護

指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護

指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護

指定特定施設入所者生活介護と指定介護予防特定施設入所者生活介護

福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与

福祉用具販売と介護予防福祉用具販売

また、他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分すること。

なお、特定の補助金等により行われている事業において、当該補助金等の収支状況を明らかにする必要がある場合等については区分できるものとする。

(3) サービス区分別の内訳表の作成について

介護保険サービスを実施する拠点については、それぞれの事業毎の事業活動状況を把握するため、拠点区分事業活動内訳表（社会福祉法人会計基準別紙4）を作成するものとし、拠点区分資金収支内訳表（社会福祉法人会計基準別紙3）の作成は省略することができる。

保育所運営費、措置費による事業を実施する拠点は、それぞれの事業毎の資金収支状況を把握する必要があるため、拠点区分資金収支内訳表（社会福祉法人会計基準別紙3）を作成するものとし、拠点区分事業活動内訳表（社会福祉法人会計基準別紙4）の作成は省略することができる。

また、上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支内訳表及び拠点区分事業活動内訳表のうちいずれか一方の内訳表を作成するものとし、残る他方の内訳表の作成は省略することができる。

6. 本部会計の区分について

本部会計については、サービス区分の1つとして区分することができる。

なお、法人本部が施設又は事業所と別に設置されている場合は1つの拠点として区分することができる。

また、法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとする。

7. 作成を省略できる財務諸表の様式

（1）事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合

拠点区分を設定した結果すべての拠点が社会福祉事業に該当する法人は、第1号の2様式、第2号の2様式及び第3号の2様式の作成を省略できる。この場合、第1号の1様式、第2号の1様式及び第3号の1様式の脚注に、法人の事業区分は社会福祉事業1つであること及び作成を省略した様式の番号を記載する。

（2）拠点が1つの法人の場合

拠点が1つの法人は、第1号の2様式、第1号の3様式、第2号の2様式、第2号の3様式、第3号の2様式及び第3号の3様式の作成を省略できる。この場合、第1号の1様式、第2号の1様式及び第3号の1様式の脚注に、法人は拠点区分を分けていないこと及び作成を省略した様式の番号を記載する。

8. 借入金の扱い

借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理することとする。

なお、資金を借り入れた場合については、借入金明細書（別紙1）を作成し、借入先、借入額及び償還額等を適切に管理することとする。その際、独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合は、借

入金明細書の借入先欄の金融機関名の後に（協調融資）と記載するものとする。

また、法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、財務諸表の注記及び借入金明細書の担保資産欄にその旨を記載するものとする。

9. 寄附金の扱い

（１）金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該拠点区分の財務活動収入に寄附金収入として計上し、併せてサービス活動外収益に寄附金収益として計上するものとする。

（２）寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であればサービス活動外収益に寄附金収益として計上し、土地などの固定資産については特別収益に固定資産受贈額として計上するものとする。なお、支払資金の増減に影響しない寄附物品は資金収支計算書には計上しないものとする。

ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収益として扱うことが不適当なものはこの限りではない。

なお、寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとし、受取寄附金明細書（別紙２）を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理することとする。

（３）共同募金会からの受配者指定寄附金については、寄附金収入とし、このうち基本金として組入れすべきものは、基本金に組入れるものとする。なお、一般配分金及び特別配分金については、寄附金収入とせず、民間団体からの助成金と同様の処理とする。

10. 各種補助金の扱い

施設整備等に係る補助金、借入金元金償還補助金、借入金利息補助金及び経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、当該区分で受け入れることとする（別紙３「受取補助金明細書」参照）。

11. 事業区分間及び拠点区分間の資金異動

法人は、社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間及び拠点区分間の繰入金収入及び繰入金支出を正確に把握することとする（別紙４「事業区分間及び拠点区分間資金異動明細表」参照）。

12. 共通支出及び費用の配分方法

共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は別添１のとおりとするが、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。また、科目が別添１に示すものがない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。

なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要である。

13. 基本金について

(1) 基本金

会計基準第4章第4第2項及び会計基準注解(注12)に規定する基本金として計上する額とは、次に掲げる額をいう。

1) 会計基準注解(注12)(1)に規定する基本金について

会計基準注解(注12)(1)に規定する社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額とは、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増設等時における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額とする。

また、共同募金会からの受配者指定寄附金として配分を受ける場合には、法人役員等からの寄附金と同様に処理するものとする。

さらに、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額(又は評価差額)は、寄附金とせずに、国庫補助金等を含めて取り扱うものとする。

なお、設備の更新、改築等に当たっての寄附金は、必ずしも要件とはされておらず、また、設備の更新、改築等に当たり寄附金が必要とされる事態は経常的な資金不足に起因するものとも考えられることから、基本金に含めないものとする。

2) 会計基準注解(注12)(2)に規定する基本金について

会計基準注解(注12)(2)に規定する資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額とは、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額をいう。

3) 会計基準注解(注12)(3)に規定する基本金について

会計基準注解(注12)(3)に規定する施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額とは、平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課連名通知「社会福祉法人の認可について」別添社会福祉法人審査要領第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。

(2) 基本金の組入れ

会計基準第4章第4第2項及び会計基準注解(注12)に規定する基本金への組み入れについては、複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。

なお、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上することができるものとする。

(3) 基本金の取崩し

会計基準注解（注 13）に規定する基本金の取崩しについても各拠点区分において取崩しの処理を行うこととする。

なお、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。

(4) 基本金明細書の作成

基本金の組入れ及び取崩しに当たっては、基本金明細書（別紙 5）を作成し、それらの内容を記載することとする。

14. 国庫補助金等特別積立金について

(1) 国庫補助金等

会計基準第 4 章第 4 第 3 項及び会計基準注解（注 11）に規定する国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省社援第 1005003 号）に定める施設整備事業及び設備整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。また、国庫補助金等には、自転車競技法第 12 条の 16 第 1 項第 7 号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。なお、施設の改修や固定資産の取得の目的で共同募金会から受ける特別配分金も国庫補助金等を含むものとする。

また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、実質的に建設補助又は施設整備補助に相当するものは、国庫補助金等とする。

(2) 国庫補助金等特別積立金の積立て

1) 国庫補助金等特別積立金の積立て

会計基準第 4 章第 4 第 3 項及び会計基準注解（注 11）に規定する国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金及び助成金等の額を各拠点区分で積み立てることとし、合築等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。

設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、実質的に建設補助又は施設整備補助に相当するものとして国庫補助金等とされたものは、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に繰入れるものとする。また、当該国庫補助金等が計画通りに入金されなかった場合については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行うものとする。ただし、当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができるものとする。さらに、設備資金借入金の償還補

助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を当該会計年度に帰属する損益として処理するものとする。ただし、当該金額が重要な場合には、特別収支の部に記載するものとする。

2) 国庫補助金等特別積立金の取崩し

会計基準注解（注 10）に規定する国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取り崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取り崩しの場合についても各拠点区分で処理することとする。

また、国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。

さらに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、実質的に建設補助又は施設整備補助に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎として支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。

3) 国庫補助金等特別積立金明細書の作成

国庫補助金等特別積立金の積み立て及び取り崩しに当たっては、国庫補助金等特別積立金明細書（別紙 6）を作成し、それらの内容を記載することとする。

15. 棚卸資産の会計処理等について

棚卸資産については、原則として、購入時等に支出として処理し、当該棚卸資産を販売等した時に費用として処理するものとする。

ただし、介護用品等の貯蔵品については、重要性があるものを除き、購入時等に支出及び費用として処理することができるものとする。

16. 減価償却について

(1) 減価償却の単位

減価償却計算の単位は、原則として各資産ごととする。

(2) 残存価額

1) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価額の 10% とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、備忘価額（1 円）まで償却を行うことができるものとする。

2) 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却することができるものとする。ただし、前項によって処理することもできるものとする。

3) 無形固定資産

なお、無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。

(3) 耐用年数

耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）によるものとする。

(4) 償却率等

減価償却の計算は、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は別添 2（減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表）のとおりとする。

(5) 減価償却計算期間の単位

減価償却費の計算は、原則として 1 年を単位として行うものとする。ただし、年度の途中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位（月数は暦に従って計算し、1 か月に満たない端数を生じた時はこれを 1 か月とする）として計算を行うものとする。

(6) 減価償却費の配分の基準

- 1) 複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分又はサービス区分に配分する。
- 2) 1) 以外の複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度の応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて每期継続的に各拠点区分又はサービス区分に配分する。

17. 引当金について

(1) 徴収不能引当金について

1) 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する（社会福祉法人会計基準別紙 2 参照）。

2) 上記 1) 以外の債権（以下「一般債権」という）については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。

(2) 賞与引当金について

賞与引当金の計上は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を

支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。

(3) 退職給付引当金について

19.(2)を参照のこと。

(4) 引当金の計上について

引当金については、当面の間上記の引当金に限るものとする。

18. 積立金と積立預金について

(1) 積立預金の積立

会計基準注解(注20)において積立金を計上する際は同額の積立預金を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立預金の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積立せずに積立預金を計上できるものとする(別紙7「積立金・積立預金明細書」参照)。

(2) 積立預金の積立の時期

積立金と積立預金の積立は、増減差額の発生した年度の財務諸表に反映させるのであるが、専用の預金口座で管理する場合は、翌年度の理事会終了後2か月以内に行うものとする。

19. 新たに導入される会計手法に関する簡便的な処理

(1) リース会計

土地、建物等の不動産のリース取引(契約上、賃貸借となっているものも含む。)についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。

なお、リース契約1件当たりのリース料総額(維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。)が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は注解(注9)に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。

(2) 退職給付会計

1) 期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の社会福祉法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法人

や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

2) 福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度等の会計処理

福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する。なお、退職一時金制度等の確定給付型を採用し、退職一時金の一部を社会福祉施設職員等退職手当共済制度等からの支給額をもって充当する場合には、期末要支給額から同制度より給付される額を除いた金額を退職給付引当金に計上する。

3) 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理

都道府県等の実施する退職共済制度については、前項にかかわらず、社会福祉法人の負担する掛金額を費用処理せず「退職共済預け金」などの科目で資産に計上し、同額を退職給付引当金に計上する。

(3) 固定資産の減損会計

1) 資産の価値が著しく下落した場合について

会計基準第4章第3第6項に規定する資産の価値が著しく下落したとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

2) 使用価値

資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないが、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとする。この時価と比較する使用価値の見積りに当たっては、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする。

20. 財務諸表の勘定科目及び注記について

(1) 財務諸表の勘定科目

財務諸表の第1号の1～3様式、第2号の1～3様式は、勘定科目の大区分のみを記載し、勘定科目は省略できないものとする。財務諸表の第1号の4様式、第2号の4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。また、第3号の1～4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない中区分、小区分の勘定科目は省略できるものとする。

(2) 財務諸表の注記

財務諸表の注記は、法人全体で記載するものおよび拠点区分で記載するものの2種類とする。法人全体で記載するものは会計基準の第5章に定める(1)～(16)の全

項目で、第3号の3様式の後に記載する。拠点区分で記載するものは会計基準の第5章に定める項目のうち(1)、(11)、(14)以外の項目で、第3号の4様式の後に記載するものとする。ただし、拠点が1つの法人の場合、拠点区分で記載する財務諸表の注記を省略することができるものとする。

なお、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目についても、項目名の記載は省略できない。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載するものとする。

21. 関連当事者との取引について

会計基準注解の(注22)における関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

(1) 関係当事者の範囲

当該社会福祉法人の役員及びその近親者とは、以下に該当するものとする。

①役員(準ずる者を含む)及びその近親者(3親等内の親族及びこの者と特別の関係にあるもの)

②役員(準ずる者を含む)及びその近親者が議決権の過半数を有している法人

なお、相談役、顧問その他これに類する者で、当該社会福祉法人内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に社会福祉法人の経営に従事していると認められる者も、役員に準ずる者として対象とすることとする。

ただし、社会福祉法人の役員(準ずる者を含む)のうち、対象とする役員は有給常勤役員に限定するものとする。

(2) 関連当事者との取引に係る開示対象範囲

役員(準ずる者を含む)及びその近親者との取引については、事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

22. 附属明細書について

社会福祉法人会計基準第6章に規定する「その他の重要な事項に係る明細書」とは以下のものをいう。

(1) 法人全体で作成する明細書(別紙1～6)

以下の明細書は、法人全体で作成するものとし、明細書の中で拠点区分別の内訳を示すものとする。

(別紙1) 借入金明細書

(別紙2) 受取寄附金明細書

(別紙3) 受取補助金明細書

(別紙4) 事業区分間及び拠点区分間資金異動明細書

(別紙5) 基本金明細書

(別紙6) 国庫補助金等特別積立金明細書

(2) 拠点区分で作成する明細書(別紙7~10)

以下の附属明細書は拠点区分毎に作成するものとし、法人全体で作成する必要はないものとする。

(別紙7) 積立金・積立預金明細書

(別紙8) 就労支援事業製造原価明細書

(別紙9) 就労支援事業製造原価明細書(多機能事業所用)

(別紙10) 販売費及び一般管理費明細書

23. 財産目録について

別紙11参照。

24. 固定資産管理台帳について

基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳(別紙12)を作成するものとする。

以 上